

いじめ重大事態を受けた鳥取県いじめ問題調査委員会（令和3年9月～令和5年3月）
による調査報告書について

（令和5年7月19日 いじめ・不登校総合対策センター）

令和3年度から鳥取県いじめ問題調査委員会により調査されている事案に関して調査が終了し、令和5年3月30日付けで同調査委員会から報告書が、同年4月26日付けで申立者から当該報告書に係る意見書がそれぞれ提出されましたので、その概要及び今後の対応について報告します。

＜調査委員会が発足した背景＞

平成29年度（当時：県立高校在籍）に自死未遂を図った生徒（被害者、以下「A」という。）から、卒業後の令和3年6月に、Aの在学中に所属していた部活動の後輩（加害者、以下「B」という。）から受けたいじめ被害と自死未遂について学校の調査が不十分であること、学校・教育委員会に自死未遂のことを認知し、いじめと認定してほしいこと、再発防止を提言したいことについて、県教育委員会に訴えるとともに、いじめに対する調査委員会の設置依頼があったもの。

1 平成29年度の事案の概要について

(1) 当事者間の関係

AとBは、同じ部活の先輩・後輩の関係で、部活顧問は日々の生活の中で、BのAに対する乱暴で礼儀になっていない口の利き方を注意することがあったが、両者の関係の問題点は認識していなかった。

(2) Aの自死未遂（2回）

平成29年11月25日：川への入水自死未遂 / 平成29年12月16日：入院中に首吊り自死未遂

(3) 本事案における学校及び教育委員会の対応等について

学校は、県教育委員会、入院先の主治医や関係機関、保護者と連携を取りながら対応。また、関係生徒からの聴き取り、既に実施していたいじめアンケートの確認、Aに関する支援会議から、いじめの記載や訴えはなく、将来への不安であったため、卒業、進学への支援に努めていた。

教育委員会は、学校から事案の報告を受け、Aの自死未遂の原因は「将来への不安」に対することを主要因と捉えており、卒業までの学校生活や進学に向けて継続的に支援を行うよう学校へ指導した。

2 平成30年度の対応の概要について（Aの卒業後）

(1) 経 過

平成30年11月、AとAの母親からB及び部活動顧問に、平成29年のAの自死未遂はBの責任であると連絡があり、学校がBに聴き取り。Aの母親から教育委員会にBの処分を希望する旨の連絡。

(2) 本事案における学校の対応等について

学校は、A及びAの母親からのいじめ被害の訴えを受け止め、一定の調査の上、Bに対して謝罪の必要性等の指導を行い一定の解決を図る対応を行った。

3 令和3年度の対応の概要及び調査委員会について

令和3年5月、Aが学校に対して、平成29年の事案を教育委員会がいじめと認定しているかどうかについて確認の連絡をし、同年6月、Aが、平成29年の事案に係る第三者委員会の設置を申出。

令和3年9月、委員4名で構成する「鳥取県いじめ問題調査委員会」が発足し、同年9月から令和5年3月にかけて、計26回の調査委員会を開催し、令和5年3月、調査委員会が報告書を教育委員会に提出。

⇒BのAに対するいじめと認定（ふざけて首を締めたり、ビンタをするなどの行為、また、「死ね」「役立つぞ」などの言葉）

4 申立者からの意見書の概要

①平成29年の自死未遂について、学校は必要な各機関との連携を怠った。また教育委員会においては事態のフォローを怠ったことから学校設置者として担う責任を放棄した。

⇒子どもたちの深い心の傷やSOSを認知できるよう、アンケートの実施を工夫するとともに教員研修等を通じて相談対応能力の向上が必要

②平成30年にいじめの被害を訴えたが、それが軽視され調査委員会が設置されなかったりするなど、いじめ防止基本法や学校のいじめ防止基本方針に沿った対応がなされていなかった。

⇒いじめと認知して一定の対応を行っていたが、重大事態と捉えて、より詳細な聴き取りを行う、再発防止について究明するなどの対応が必要

5 報告書における提言等を踏まえた今後の対応について

○教育委員会関係課における連携強化 ○管理職及びSC、SSWへの研修の実施

○全学校種悉皆によるいじめ問題に関する研修の実施

○児童生徒理解に基づいたいじめの未然防止及び鳥取県いじめ対応マニュアルの周知

○本事案を基にした校内研修の実施及び学校いじめ防止基本方針の見直し等の再発防止策の作成への指導助言